

専門医・認定臨床医生涯教育単位認定における講師資格審査について

教育委員会

専門医ならびに認定臨床医の生涯教育基準に定められている教育研修講演等受講の単位（「別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位」に定められているもの）のうち、

「f) 地方で定期的に行われる研究会や学術集会での教育研修講演」および

「g) 地方会が認める講演」

の教育研修単位認定審査での講師資格審査につきまして、理事会での承認・報告後の変更は原則として認められません。

ご留意いただきますよう宜しくお願いいたします。